ＰＰＡによる事業所向け自家消費型太陽光発電設備導入事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成１７年富山市規則第３６号。以下「規則」という。）第２４条の規定に基づき、ＰＰＡによる事業所向け自家消費型太陽光発電設備導入事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

　（交付の目的）

第２条　この補助金は、市内で事業を営む者に対しＰＰＡモデルにより自家消費を目的とした太陽光発電設備を導入することを奨励することで、低炭素社会の実現に資することを目的とする。

　（用語の定義）

第３条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 国交付要綱　二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和４年３月３０日環政計発第２２０３３０１号制定）

(2) 国実施要領　地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和４年３月３０日環政計発第２２０３３０１号制定）

(3) 太陽光発電設備　太陽電池モジュールと接続箱、パワーコンディショナ、電力量計等の付帯設備

(4) 事業所　市内で生産若しくはサービス提供を事業として行う事業所又は事務所、又は当該事業所と同一敷地内にある建築物

(5) 中小企業者等　次に掲げる事項のいずれかに該当する者をいう。

ア 中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項に規定する中小企業者

イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和３２年法律第１８５号）第３条第１項第１号から第９号までに規定する団体

ウ 特定非営利活動促進法（平成１０年法律第７号）第２条第２項に規定する特定非営利活動法人であって、中小企業基本法第２条に規定する主たる業種に記載の従業員規模以下のもの

エ 医療法（昭和２３年法律第２０５号）第３９条に規定する法人

オ 社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第２２条に規定する法人

カ 公立大学法人及び私立学校法（昭和２４年法律第２７０号）第３条に規定する学校法人

キ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人であって、中小企業基本法第２条に規定する主たる業種に記載の従業員規模以下のもの

ク 特別法の規定に基づき設立された協同組合等

ケ 青色申告を行っている個人事業主

コ その他市長が適当であると認めるもの

(6) 需要家　自らが所有する事業所の敷地内にＰＰＡ事業者が所有する太陽光発電設備を設置させ、発電された電力を設置した事業所において消費する中小企業者等

(7) ＰＰＡ事業者　需要家が所有する事業所の敷地内に自らが所有する太陽光発電設備を設置し、発電した電力を設置した事業所に供給する電気受給契約を締結する法人

(8) 太陽電池出力　ＪＩＳ（産業標準化法（昭和２４年法律第１８５号）第２０条第１項に規定する日本産業規格をいう。）に基づく太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値のどちらか低い方をｋＷ単位で小数点以下を切り捨てた値

（補助事業者）

第４条　補助金の交付対象となる者（以下、「補助事業者」という。）は、ＰＰＡ事業者であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 市内に１年以上事務所又は事業所を有すること。

(2) 市町村税を滞納していないこと。

(3) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４３年大蔵省令第１５号）に規定する法定耐用年数期間を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてＪクレジット制度への登録を行わない者であること。

(4) 富山市暴力団排除条例（平成２４年富山市条例第１３号）第２条に規定する暴力団でないこと、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。

（補助対象事業）

第５条　補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 需要家が中小企業者等であること。

(2) 需要家が市の実施する「チームとやまし」に登録していること。

(3) 需要家が前条各号の要件を満たしていること。

(4) 太陽光発電設備で発電する電力量のうち、少なくとも５０％が需要家の事業所内で消費されること。

(5) 太陽光発電設備の設置工事に着手していないこと。

(6) 太陽光発電設備が、商用化され、導入実績があるものであって、新古品及び中古品でないこと。

(7) 太陽光発電設備に付帯して発電電力量及び電気使用量が確認できる計測機器を設置すること。

(8) 国実施要領別紙２の２．ア(ア)に掲げる交付要件を満たすこと。

（補助対象経費）

第６条　補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる要件を満たすものとする。ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く。

(1) 太陽光発電設備の設置工事に係る経費であること。

(2) 他の同種の補助金の交付を重複して受けるものでないこと。

(3) 国実施要領別表第１に掲げる費目又は細分であること。

（補助金の額等）

第７条　太陽電池出力１ｋＷあたりの補助金の額及び補助上限額は、次のとおりとし、当該補助金の額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 太陽電池出力１ｋＷあたりの補助金の額 | 補助上限額 |
| ５万円 | １千５百万円 |

　（補助金の交付申請）

第８条　補助金の交付を受けようとする者は、別に市長が定める期限までに、ＰＰＡによる事業所向け自家消費型太陽光発電設備導入事業補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 太陽電池モジュールのメーカー、型式、公称最大出力が確認できる書類

(2) パワーコンディショナーのメーカー、型式、定格出力が確認できる書類

(3) 太陽光発電設備の設置工事に係る費用の見積書

(4) 太陽光発電設備の年間発電想定量及び事業所の年間自家消費想定量の明細が確認できる書類

(5) 補助事業者及び需要家が市税を滞納していないことを証する書類

(6) 補助事業者及び需要家の履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（発行後３月以内のものに限る。）

(7) 太陽光発電設備設置場所の現況が確認できる写真

(8) 設置場所及び付近の見取り図

(9) 需要家が国実施要領別紙２の２．ア(ア)に掲げる交付要件に同意していることが分かる書類

(10) 前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２ 前項の規定による補助金の交付の申請は、需要家１者あたり１年度につき１回を限度とする。

　（交付の決定）

第９条　規則第５条の交付の決定の通知は、ＰＰＡによる事業所向け自家消費型太陽光発電設備導入事業補助金交付決定通知書（様式第２号）により行うものとする。

２ 前項の規定による補助金の交付の決定は、別に定める期日までに提出された申請のうち、太陽光発電設備の太陽電池出力の高い申請から順に行うものとする。

（実績報告）

第１０条　規則第１２条の実績報告は、ＰＰＡによる事業所向け自家消費型太陽光発電設備導入事業補助金実績報告書（様式第３号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出することにより行うものとする。

(1) 領収書その他の補助対象経費の支払が確認できる書類

(2) 太陽光発電設備から事業所への電力受給にかかる契約（以下、「ＰＰＡ契約」という。）の締結を証する書類の写し

(3) 補助事業者と需要家のＰＰＡ契約に基づく料金から補助金額相当の額が控除されることが確認できる書類

(4) 補助事業に係る設備を減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４３年大蔵省令第１５号）に規定する法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類

(5) 北陸電力送配電株式会社の接続検討回答書（有効なものに限る。）又は連系開始のお知らせの写し

(6) 太陽光発電設備の設置状況

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

　（額の確定）

第１１条　規則第１３条の額の確定の通知は、ＰＰＡによる事業所向け自家消費型太陽光発電設備導入事業補助金額確定通知書（様式第４号）により行うものとする。

（細則）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和７年４月１４日から施行する。

様式第１号（第８条関係）

年度　ＰＰＡによる事業所向け自家消費型太陽光発電設備導入事業補助金交付申請書

　　　年　　　月　　　日

（宛先）富山市長

　　　　　　　　　　　　　（申請者）住所 〒　　 －

　　　　　　　　　　　　　　　　　　法　人　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話

ＰＰＡによる事業所向け自家消費型太陽光発電設備導入事業補助金の交付を受けたいので、富山市補助金等交付規則第４条第１項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

※交付申請時から交付決定までに、ＰＰＡによる事業所向け自家消費型太陽光発電設備導入事業補助金交付要綱第４条の要件を満たさなくなった場合は、申告します。

１　交付申請額　　　　金　　　　　　　円

２　太陽光発電設備について

|  |  |
| --- | --- |
| 需要家の法人名・代表者職氏名 |  |
| 太陽光発電設備を設置する事業所の所在地 | 富山市　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 契約予定日 | 年　月　日 |
| 工事着工予定日 | 年　月　日 |
| 工事完了予定日 | 年　月　日 |
| 太陽電池モジュールのメーカー名 |  |
| 太陽電池モジュールの型式 |  |
| 太陽電池モジュールの公称最大出力 | ｋＷ |
| 太陽電池モジュールの枚数 | 枚 |
| 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計（ア） | ｋＷ |
| パワーコンディショナーのメーカー名 |  |
| パワーコンディショナーの型式 |  |
| パワーコンディショナーの定格出力 | ｋＷ |
| パワーコンディショナーの台数 | 台 |
| パワーコンディショナーの定格出力の合計（イ） | ｋＷ |
| （ア）又は（イ）のどちらか低い方の出力 | ｋＷ |
| 年間発電想定量（Ａ） | ｋＷｈ |
| 年間自家消費想定量（Ｂ） | ｋＷｈ |
| 自家消費想定割合（Ｂ）／（Ａ） | ％ |

３　補助対象経費の内訳

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 費目 | 細分 | 補助対象経費 |
| 工事費 | 本工事費（直接工事費） | 材料費 | 　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 労務費 | 　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 直接経費 | 　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 本工事費（間接工事費） | 共通仮設費 | 　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 現場管理費 | 　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 一般管理費 | 　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 付帯工事費 |  | 　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 機械器具費 |  | 　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 測量及試験費 |  | 　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 設備費 | 設備費 |  | 　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 業務費 | 業務費 |  | 　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 合計 | 　　　　　　　　　　　　　　円 |

様式第２号（第９条関係）

年度　ＰＰＡによる事業所向け自家消費型太陽光発電設備導入事業補助金交付決定通知書

富山市指令環政第　　　号

　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

富山市長

　年　月　日付けで申請のありましたＰＰＡによる事業所向け自家消費型太陽光発電設備導入事業補助金については、富山市補助金等交付規則第５条第１項の規定により、次のとおり交付を決定しましたので通知します。

記

交付決定額　　　　金　　　　　　　円

様式第３号（第１０条関係）

年度　ＰＰＡによる事業所向け自家消費型太陽光発電設備導入事業補助金実績報告書

　　　年　　　月　　　日

（宛先）富山市長

　　　　　　　　　　　　　（申請者）住所 〒　　 －

　　　　　　　　　　　　　　　　　　法　人　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話

年　月　日付け富山市指令環政第　　　号で交付決定のあったＰＰＡによる事業所向け自家消費型太陽光発電設備導入事業補助金について、富山市補助金等交付規則第１２条の規定により、次のとおり関係書類を添えて事業の実績を報告します。

２　「チームとやまし」の登録状況

|  |  |
| --- | --- |
| 登録チーム名 |  |

３　補助対象経費の内訳

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 費目 | 細分 | 内容 | 補助対象経費 |
| 工事費 | 本工事費（直接工事費） | 材料費 |  | 円 |
| 労務費 |  | 円 |
| 直接経費 |  | 円 |
| 本工事費（間接工事費） | 共通仮設費 |  | 円 |
| 現場管理費 |  | 円 |
| 一般管理費 |  | 円 |
| 付帯工事費 |  |  | 円 |
| 機械器具費 |  |  | 円 |
| 測量及試験費 |  |  | 円 |
| 設備費 | 設備費 |  |  | 円 |
| 業務費 | 業務費 |  |  | 円 |
| 合計 | 円 |

様式第４号（第１１条関係）

年度　ＰＰＡによる事業所向け自家消費型太陽光発電設備導入事業補助金額確定通知書

富山市指令環政第　　　号

　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

富山市長

　年　月　日付けで申請のありましたＰＰＡによる事業所向け自家消費型太陽光発電設備導入事業補助金については、富山市補助金等交付規則第１３条の規定により、次のとおり補助金額を確定しましたので通知します。

記

確定額　　　　金　　　　　　　円